

平成23年度予算編成について

平成22年10月8日
企画財政部

I. 基本認識

1. 都市づくりの展望

人口減少や少子高齢化、地球温暖化の進行に対応した低炭素社会への移行、グローバル化に伴う国際競争と地域間競争、今後想定される世界経済の地殻変動など、我が国を取り巻く環境は厳しさを増しており、戦後歩んできた枠組みからの大きな転換点に立っている。

また、「中央集権」から「地域主権」への転換を目指した地域主権改革については、本年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、ひも付き補助金の一括交付金化や国の出先機関を原則廃止する等の具体的な制度設計段階に入っており、今後、地方の裁量や自由度が一層拡大すると想定され、住民にとって最も身近な基礎的自治体である市には、都市経営に対する責任と判断力がより強く求められ、地域の力が問われている。

こうした中で、今後の展望を行うと、本市人口の社会減傾向に加え、少子高齢化の影響による自然減が見込まれることから、効果的な人口維持・減少抑制対策なしには、新総合計画・第2次基本計画において設定した平成26年度の計画人口31万人の達成は、厳しい状況にあり、事業所税の非課税団体化や交付税の減少、地域経済の縮小等による財政基盤の不安定化や、中核都市としての活力・広域的な求心力の低下が懸念される場所である。

また、来年3月には九州新幹線全線開業を控え、広域合併、中核市移行と続いてきた都市発展の仕上げを行うとともに、新たな飛躍への挑戦を開始する重要な時期を迎えており、今後の都市発展を左右する岐路に立っている。

このような認識のもと、総合計画や中期ビジョンに基づき、将来の都市像とその実現に向けた戦略を明確に意識し、戦略性を持って都市としての潜在力の高まりを活かすための施策に重点的に取り組むことで、経済の活性化と市民の活力づくりとの相乗効果の発揮に向けた一歩を踏み出すことが必要である。

2. 国の経済情勢と予算編成動向

我が国の経済は、平成20年9月のリーマンショック以降の厳しく深い景気後退を経て、現在は持ち直し局面にあり、自律的回復に向けた動きも見られる一方、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。また先行きについても、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、自律的な回復へ向かうことが期待される一方、海外景気の下触れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気が下押しされるリスクが強まっており、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要とされている。

このような中、国は平成23年度予算を、本年6月に策定した「新成長戦略」を確実に推進し、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算であると位置づけ、固定化している省庁間の予算配分を大胆に組み替え、財政規律を維持しつつ、経済成長や国民生活の質の向上を実現するとしている。この組み替えを行うことで、平成22年度の基礎的財政収支対象経費の規模である「歳出の大枠」(約71兆円)を堅持し、平成23年度の新規国債発行額についても、平成22年度当初予算の国債発行額(約44兆円)を上回らないとの目標を掲げている。

3. 地方財政の動向

8月末に総務省より示された「平成23年度地方財政収支の8月仮試算」では、概算要求組み換え基準を踏まえ一定規模の歳出面での圧縮はあるものの、社会保障の自然増等を反映させ、歳入歳出規模は昨年度比0.3%増の8兆2千4百億程度と見込んでいる。

また地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定持ち直すと見込み、歳入のうち地方税に地方交付税等を加えた一般財源総額は、平成22年度と同水準の5兆9千4百億程度の見込みとなり、地方の財政運営に必要な財源を、確保したものとなっている。

また地域主権改革の取組みの中で、特に、平成23年度から導入するとされているひも付き補助金の一括交付金化については、現時点でどのような制度設計となるのか示されておらず、その成り行き次第では、地方財政に大きな影響を及ぼすことも懸念され、大変不透明な状況になっていることに留意する必要がある。

4. 久留米市の財政推計の状況

平成23年度の久留米市財政の見通しは、歳入の根幹となる市税は、平成22年8月から課税された事業所税が通年ベースの課税となるため、その他の税が昨年度と同程度の推計となるものの、平成22年度の当初財政計画と比較して6.5億円増という見込みとなる。

また地方交付税については、8月末に示された国の概算要求を基に試算すると、普通交付税で平成22年度の当初財政計画と比較して10.4億円増加する見込みとなる。

政策経費に充当できる一般財源は、平成22年度の当初財政計画と比較して8.4億円増となるが、歳出面においては、基金の増強や公共施設等の維持補修事業など、将来に向けての備えやこれまで積み残した課題の解消などへの需要も高まっており、依然として予断を許さない推計結果となっている。

5. 今後の推移、現状認識について

本年6月に久留米市中期財政推計を示したところであるが、今後の歳入一般財源は、平成26年度まではほぼ横ばいとなるものの、それ以降は合併算定替えによる普通交付税の増額措置が毎年度減少していく。また義務的経費は、人件費はやや減少するものの、扶助費、公債費が増加するため平成25年度にかけて次第に増加することを見込んでいる。したがって歳入一般財源から義務的経費を差し引いた政策経費充当可能額は、年々縮小していくものと見込んでいる。

このような状況を踏まえ、本年度以降も、平成21年度に引き続き決算における主要4基金取崩しゼロに向けた取組みを進め、可能な限り基金に依存しない、身の丈に合った財政運営を目指しているところである。その上で、将来の財源不足の事態に際し、急激な市民サービスの低下につながらないように対応するためには、一定の基金を確保しておくのが望ましいと考えられる。しかしながら本市の基金残高の現状は、市民一人当たりの総基金残高で県内28市中22位、標準財政規模に対する割合でも21位と、県内でも少ない状況となっており、将来の財源不足に柔軟に対応するためには、一定規模、基金への積み立てを行い、体力を強化しておく必要がある。

さらに財政状況を表す指標のうち、財政の弾力性を示す本市の経常収支比率の状況は、平成16年度に90%を超えて以降、平成20年度では95.4%、平成21年度94.3%と、依然として財政の硬直化が改善されていない。平成21年度の数値は若干好転しているが、これは分子となる歳出（経常経費充当一般財源等）の増加よりも、国の臨時的な特

別措置により増額した交付税により、分母となる歳入（経常一般財源等）の増加が上回ったためであり、経常収支比率の抜本的な改善がなされた訳ではない。厳しい将来の歳入推計の中、今後、経常収支比率を改善するためには、行財政改革の不断の取組みにより、分母となる歳入の確保とともに、分子となる経常的経費、特に中核市平均と比べ構成割合が比較的高い物件費、補助費等、繰出金の抑制・削減に徹底的に取り組むことが引き続き必要である。

Ⅱ. 予算編成について

1. 予算編成の基本姿勢

平成23年度予算編成にあたっては、これまで同様、新総合計画に掲げる基本理念「水と緑の人間都市」の実現に向け、一段と厳しさを増す行財政環境を踏まえ、多様化する市民ニーズに適切に対応するとともに、持続的発展が可能な都市づくりを実現するため、本年度策定した「中期ビジョン」に基づき、施策・事業の重点化を図る。

特に、喫緊の課題として、経済危機や直面する環境変化に的確に対応するとともに、新総合計画の着実な進捗を図り、厳しい環境の中でこそ、分権時代を先導する中核市として、また、筑後地域の中核的都市として、持続的な発展を確固たるものとする中長期的な地域力強化に積極的に取り組み、これまで以上の経営努力や創意工夫を図りながら、「市民一人ひとりを大切にする市政 安心、活力に満ちた久留米」づくりを進める。

また、公共領域における役割分担のあり方が一層多様化する中で、協働による都市経営を進展させ、充実した公共サービスを安定的に提供するために、施策・事業における協働の量的な拡大は勿論のこと、質的深化を一層進めるための具体的な取組みを推進する。

さらに、量の改革と質の改革の視点による行政改革の取組みを継続し、緊急性、重要性の観点から真に必要な施策・事業を厳しく選択し、限りある資源を戦略的に配分する”選択と集中”に、全市を挙げて取り組むこととする。

2. 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成23年度予算編成にあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

また、各部局においては、これらを踏まえ、予算要求の基本的な考え方を策定の上、予算要求に取り組むこと。

○長期的視点に立って将来の都市像を見据え、課題を整理したうえで、平成23年度に取り組むべき事業を選択する

○中期ビジョンの5つの重点施策を踏まえて、限られた財源を効果的に活用し、優先順位の厳格化、施策の重点化により、予算配分の選択と集中を図る

○経常収支比率の悪化を抑制するため、経常的経費の縮減に努める

※各部局の予算要求の基本的な考え方については、予算要求提出後ただちに、特別職ヒアリングを実施する予定である。

3. 予算編成にあたって特に配慮すべき事項

平成23年度予算編成にあたっては、上記の基本的な考え方を踏まえるとともに、以下の項目を特に配慮すべき事項と位置づけ、重点化する。

○長期的視点に立ち、目指すべき都市像実現のために必要な事業

- 中期ビジョンに係る特別職ヒアリングにおける事業計画及び政策提案を踏まえた事業
- これまで対策が遅れている又は十分でないため、対応が必要な既存公共施設等の維持補修事業、及びライフサイクルコストの低減化につながる既存公共施設等の長寿命化事業
- 上記のほか、本市の地域経済の状況を踏まえ、地場企業活性化や育成に資する事業

4. 予算要求の視点

以上のような基本認識を踏まえ、平成23年度予算については、次に掲げる視点を基本として、緊急性や重要性、事業熟度などに留意し要求すること。

① 総合計画・中期ビジョンに基づく都市づくりの推進

新総合計画に掲げる目指す都市像の実現に向け、中期ビジョンにおいて戦略目標として定めた5つの重点施策「子育て支援や教育などの人づくり、人権の尊重」、「医療、福祉など安心できる地域づくり」、「農・商・工業の元気づくり」、「賑わいづくりや広域求心力づくり」、「行財政改革による質の高い市役所づくり」を中心に、中長期的視点から戦略性を持って、迅速かつ着実に推進すること。

② 施策・事業の積極的な見直しとスリム化の促進

施策・事業については、「久留米市行政改革行動計画」に基づき、行政としての関与の妥当性を明らかにしながら、スクラップ・アンド・ビルド及びゼロ・ベース的視点に立ち、徹底した見直しに取組み、政策を実現するための有効性と効率性を踏まえた具体的対応を図ること。

また、新規事業・拡充事業や重点施策実現のために必要不可欠な政策的経費については、事業の緊急性や行政関与の妥当性を十分に検証し、既存事業の見直しを行うとともに、後年度負担を明らかにしたうえで要求することを基本とすること。

③ 成果志向による施策・事業の重点的実施

マネジメント・サイクルが具体的に機能するよう、事業等評価制度の考え方を活用し、施策・事業の成果に基づく重点化と見直しを徹底すること。あわせて、市民ニーズや施策・事業をめぐる環境変化を適切に把握し、仕組み等の見直しにも積極的に取り組むこと。

④ 市民と行政の協働、公民のパートナーシップによる施策・事業の推進

「市民と行政の協働」による都市づくりを具体的に推進するため、協働の観点から施策・事業を抜本的に見直し、あらゆる場面で市民との協働を深化させる取組みを重点的に進めること。

⑤ 定住促進への取組み

都市の活力や健全財政の維持に向け、本市の人口減少に歯止めをかけ、計画人口である31万人を達成するために、定住促進の視点から事業の重点化と見直しを進めること。

Ⅲ. 実施計画ローリングについて

1. 実施計画ローリングについて

(1) ローリング期間

実施計画のローリング期間は、平成23年度から26年度の4年間とする。

(2) 対象事業

- 実施計画の対象事業は、戦略事業、主要事業及び政策事業（一件査定分）とする。
- 政策事業（枠配分）及びその他事業については、平成23年度分のみ提出とするが、総合計画に掲げる都市像実現への寄与、中期ビジョンとの整合及びマネジメント・サイクルの視点を十分踏まえ、計画的な事業実施を前提に提出を行うものとする。

○実施計画の位置付け

実施計画は、計画行政の観点から、基本計画に位置付けられた戦略事業、主要事業及び政策事業について、計画的な事業進捗を図るため、期間中に取り組む施策・事業を明らかにするものであり、具体的な事業については、財政状況及び事業の成熟度等を踏まえて、事業の時点修正を図るローリングを行い、財政計画との連動を図りながら進捗している。

(3) 財政限度枠

- 平成23年度の戦略事業、主要事業及び政策事業（一件査定分）については、「Ⅱ. 予算編成について 3. 予算編成にあたって特に配慮すべき事項」に係る事業を除き、企画財政部が事務的に整理した目安額総額のマイナス5%を上限として、事業費を一律カットするのではなく、各部局で徹底した事業選択・見直しを行った上で、予算要求すること。
- 平成24・25年度は上記目安額総額を上限とし、また平成26年度は目安額総額を参考に、不透明な歳入環境を踏まえ、各部局による事業内容の精査、調整を行ったうえで、予算要求すること。

Ⅳ. 予算要求について

1. 歳入予算要求について

現在、歳入確保対策本部を設置し、収納率の向上・受益と負担の適正化・新たな財源確保を目指し、歳入確保対策を推進している。今後さらに厳しい歳入環境となることを踏まえ、対策本部の取組みとあわせ、次の点にも十分留意しながら歳入の確保に努力すること。

(1) 市税

- 経済情勢の推移、個人所得及び税制改正の動向等に十分注意し、適切な税収の見積りとその確保に努めること。
- 法人市民税については、現下の景気後退の影響や地域における経済の実勢・産業構造の特殊性等を踏まえ、業種間・企業間の業績の差異等も十分勘案し、見積もること。

と。

- 収納率の向上にあたっては、先進事例・手法等の調査を行うとともに、その適用を図ることにより着実に推進すること。

(2) 税外収入

- 使用料・手数料及び負担金等については、住民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則のもと、必要となるコストの精査を行い、適正な受益者負担を求めるとともに、新たに徴収すべき事務事業がないか検討を行うこと。
- 新規稼働施設の使用料や新たな手数料を定める場合、及び現行の使用料や手数料を改正する場合は、企画財政部と適宜、事前協議を行うこと。
- 税外収入についても、受益者負担の公平性の観点からも収納率の向上に努めること。
- 国等において徴収基準が定められているものについては、的確に見直しを行うこと。
- 遊休地の積極的処分や市有財産の貸付等による活用、その他新たな手法の検討などに努めること。
- 広告事業収入については、市が発行する印刷物及び市が保有する資産を広告媒体として活用し、企業等の広告掲載による財源確保に積極的に取り組むこと。なお、各部局において確保する広告事業収入は、企画財政部と協議を行い当該部局に配分された一般財源枠に加算する。

(3) 国・県補助金等

- 平成23年度の国概算要求の最新情報を把握し、財源確保に努めること。特に、政権交代後初めての本格的な編成となる予算であり、既存制度の改廃や制度の新設等も考えられるので、その動向に十分留意すること。
- 国は地域主権戦略大綱において、平成23年度からひも付き補助金の一括交付金化を行うとしており、その制度設計については、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定することとなっているため、その動向にも十分留意すること。
→「V. その他留意事項 13. 予算要求事項の変更等」を参照のこと
- 国の経済対策により県に造成された基金等のうち、本市で獲得・活用できるものは、最大限有効に活用すること

(4) 地方債

- 地方債制度は、現世代と後世代の住民間の負担を公平化する機能を有するものの、後年度の公債費負担を増大させる結果をもたらすことを十分に踏まえ、安易に財源を地方債に求めないこと。
- 地方債の活用にあたっては、将来の財政負担の増加を伴うため、交付税措置の高い有利な地方債を活用するなど節度ある運用に努めること。ただし、合併特例債を充当する事業は、原則、主要事業及び充当済の継続事業のみとするが、新たに充当すべき事業がある場合は、事前に企画財政部と調整すること。
- なお、地方交付税の算定において、平成22年度以降の新規事業に係る地方債の元利償還金について、従来事業費補正方式により基準財政需要額への算入を行っていたものが基本的に廃止されているため、交付税措置の有無については、再度確認をすること。
- 各々の事業の起債充当率について平成23年度充当率が確認できないものについては、平成22年度の充当率で要求すること。

2. 歳出予算要求について

すべての経費についてコスト意識をもって手法・単価・規模等を十分精査し、創意と工夫を行い、行政の簡素・効率化を一層推進するものとし、具体的には次の方針により予算要求を行うこと。

特に経常的経費については、経常収支比率の改善が進まない状況を踏まえ、事務事業の執行方法を根本から見直し、徹底した節減に努めること。

(1) 政策事業、その他事業（枠配分事業）

- 枠配分額の算定にあたっては、既存経費の見直しを一層徹底するため、対前年度マイナス5%で算定している。
- 枠配分事業について、対象事業を安易に一律カットするのではなく、各部局で事業の優先度、重要度等を勘案し、適切に要求すること。
- 後日、特殊要因協議を行うこととするが、真にやむを得ない事項のみを対象とする。
- 今年度は、特殊要因の提出を、他の要求に先行して〆切り、ヒアリングを実施する予定であるため注意すること。

(2) 標準経費

- 配分額の算定及び特殊要因協議については、(1)と同様の方針である。
- 現下の財政状況を踏まえ、要求書の提出にあたっては、事業一件ごとの徹底的な精査・見直しにより既存経費の縮減に努めること。

(3) 戦略事業、主要事業、政策事業（一件査定事業）

- 「Ⅲ. 実施計画ローリングについて 1. 実施計画ローリングについて (3) 財政限度枠」を参照すること。

(4) 新規事業及び拡充事業の取扱い方針

- 新規・拡充事業は、原則、先頃行われた中期ビジョンに係る特別職ヒアリングにおける事業計画及び政策提案を踏まえたものにする。
- 新規事業の要求は、当該部局における事業の整理・見直しによる財源の捻出及び「Ⅱ. 予算編成について 4. 予算要求の視点」を前提に事業調整し、要求を行うこと。
- 新規拡充事業については、上記の原則の他、以下の視点を踏まえ徹底した精査の上、要求すること。
 - ・ 「Ⅱ. 予算編成について 3. 予算編成にあたって特に配慮すべき事項」の実現を目指す事業
 - ・ 新総合計画や国の追加経済対策に基づき、23年度以降も事業進捗を図る必要がある事業
 - ・ 県基金事業など翌年度配分額通知があっており、計画的に予算要求する事業
 - ・ その他、従来から計画的に取り組んでおり、その方針に基づき事業内容の拡充等に取り組む事業 など

(5) 補助金・負担金

- 補助金は、行政目的を達成するため市民との協働により、効率的・効果的に事業を遂行する上で、重要な役割を果たしている。しかし、現在の厳しい財政状況で

は、補助金の廃止・統合を含めた抜本的な見直しが喫緊の課題である。行政を取り巻く環境の変化に伴い、全ての補助金事業の公益性、効率性、公正・公平性、優先性、必要性及び補助効果を、予算要求前に各部局で十分精査・自己評価し、以下の視点に留意し、要求を行うこと。(別紙、補助金評価シートを参考のこと)

- ① ゼロベースからの積上げを基本として、目的、必要性及び効果を再確認すること
- ② 受益者のみならず納税者の視点からの検証も十分行うこと
- ③ 用途及び効果を再点検し、更なる補助基準の明確化を行うこと
- ④ 補助率1/2を超える高率補助金について、その理由を明確にするとともに、補助率については見直しを検討すること
- ⑤ 補助団体等の財政状況を精査し、予算に占める比重が少ない補助金について、廃止の方向で検討すること
- ⑥ 補助金・交付金の要求にあたっては、交付要綱等を定めておくこと。なお、久留米市暴力団排除条例の施行に伴い、久留米市補助金等交付規則を改正しているため、各部局が定める交付要綱等について、改正の必要がないか、再度確認すること。

- 補助金や負担金等によって運営されている事務組合や外郭・任意団体において、多額の繰越金が生じている場合は、適正な水準となるよう必要な措置を講じること。

V. その他留意事項

1. 部局中期ビジョンの改訂

各部局の中期的な施策の指針として策定した「部局中期ビジョン」については、策定後の成果検証状況や取り巻く環境の変化を踏まえ、毎年度、予算編成にあわせて見直しを行うこととしているので、適切に対応すること。

- 詳細については、「部局中期ビジョンの改訂について」を参照のこと。

2. 主要事業について

主要事業の調書作成にあたっては、関係する各総合支所と十分に連絡調整を図ること。

- 予算要求にあたっては、外的要件の充足、全市的な方針との整合性の確保、付随して発生する新規財政需要への対応など十分に整理し行うこと。
- 事業費の算出にあたっては、コスト縮減に向けた具体的取組みを進めるとともに、明確かつ適正な根拠に基づいた積算を行うこと。
- 事業の緊急性や優先順位等について、各総合支所と十分に協議しておくこと。

3. 地域振興基金の活用

合併を期に造成した旧4町毎の地域振興基金については、効果的かつ計画的に各地域の振興に資する事業への活用を図ること。

- 要求にあたっては、各総合支所と十分に協議・調整を図るとともに、他事業と同様に「Ⅱ. 予算編成について」を十分に踏まえること。
- 各地域審議会の答申及び提言を踏まえながらも、事業内容、事業規模及び将来的な財

政負担等について精査し要求すること。

4. 政策評価制度の取組み

政策評価制度は、

- ①新総合計画に掲げる都市づくりを市民と共有し協働して実現すること
- ②成果重視への質的転換を図ること

を目的とした総合計画の進捗管理システムである。

本年度についても、予算要求に合わせ、引き続き各施策・事業に係る指標の実績データ把握を行うこと。

(1) まちづくり評価制度

基本計画の「まちづくり指標」に関しては、毎年、実績データの把握を行うものとする。したがって、円滑な対応が可能となるように、引き続き、実績データを整理しておくこと。

(2) 事業等評価制度

戦略事業、主要事業及び政策事業（一件査定分）については、ローリング表に、評価指標、目標値、実績値を記載すること。

また、平成21年度に実施した最終評価の結果を記載すること。

あわせて、「事業仕分け・事業等評価シート」についても、実績データ等を整理の上で、提出すること。

① 評価指標

原則として、成果指標を設定するが、困難な場合は、活動指標を設定する。

- ・成果指標…事業本来の目的に対する成果を表す指標
- ・活動指標…成果を求めるために実施した活動量を表す指標

② 目標値

目標年度（基本計画最終年度の平成26年度、または、事業終了年度）の目標値と、平成23年度の目標値を記載する。

③ 実績値

基準年度（原則、平成16年度）の実績値と、実績データの最終年度（原則、平成21年度）の実績値を記載する。

5. 久留米市版事業仕分けの仕組み

久留米市版事業仕分けは、平成19年度から21年度に、すべての政策経費の事業（戦略、主要、政策[一件査定分・枠配分]、その他事業）の棚卸を行い、事業の統廃合や見直し等を行った。

○戦略事業、主要事業及び政策事業（一件査定分）については、昨年度、各部局で行った最終仕分けの結果、及び公共経営や財務等の専門的な識見を有する第三者から意見を求めた結果を予算要求に反映させること。

○また本年度は、予算編成作業と並行して事業仕分けが実施されるため、その効果の予算への反映の手法等については、別途通知する。事業仕分け対象事業については、各部局とも留意すること。

6. 行政改革の取組みについて

- 今年度から26年度までの5カ年を期間とする、新たな行政改革行動計画を策定したところであり、各部局においては、同計画における個別取組項目の目標実現に向けて適切な対応をとること。

7. 特別会計について

- 特別会計は、「特定の事業を行う場合」「その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して整理する必要がある場合」に設置するものであり、事業に伴う使用料収入などをもって、その経費に充てるという独立採算制が基本とされている。このため、一般会計からの繰出金については、国の繰出基準や法令、各事業のもつ公益性などに基づいて算出されるものである。
- このため、一般会計からの繰出金に安易に依存することなく、予算要求時には基準内繰出金を明示するとともに、徹底した事務事業の見直し、適正な使用料設定などにより、繰出金の縮減を図ること。

8. 公共工事のコスト改善並びに平準化

- 公共工事については、「公共事業コスト構造改善行動計画」の実践により、工事コスト、ライフサイクルコスト及び社会的コストの観点より、総合的なコストの改善を図ること。
- 他市事例等を踏まえ、単価、規模等の再点検を行い、徹底したコストの改善を図ること。
- 公共工事の年度内平準化の観点から、より効率的な公共工事を施工するため、必要に応じ、当初より繰越明許費、債務負担行為の設定を行うものとする。

9. 土地開発公社利用

- 土地開発公社の利用にあたっては、土地取得依頼手続きの適正化、長期保有土地の解消、用途不明確な土地の解消などに十分留意した上で公社利用計画を策定すること。
- 詳細については、「土地開発公社利用実施計画表について」を参照のこと。

10. 外郭団体への助言・調整

- 外郭団体等を所管する部局、外郭団体の事業に密接に関連する部局にあつては、当該団体の設置者等としての役割、責務を十分に認識し、事務事業の助言・指導・調整に当たること。その際には、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について（総務省自治財政局長通知、平成21年6月23日）」の趣旨を十分に踏まえること。（なお、通知文は、全部局共用フォルダ内、行政改革推進課フォルダに準備）
- 特に、現在の厳しい財政状況を踏まえ、各団体における新規の財源調達、団体が保有している独自財源の積極的活用など、補助金等市からの財政支出の圧縮に向けた取組みを行うこと。
- 公益法人制度改革関連3法への対応については、各団体の実施事業の見直しや財務状況の確認等、所管部局においても十分に対応すること。

1 1. 公会計制度改革による財務諸表の整備に対する助言・調整

- 地方行革新指針により、地方公共団体に対して、特別会計・地方三公社・第三セクター・一部事務組合を連結対象とする新地方公会計モデルによる連結財務書類の整備が要請されている。
- このため特に上記の連結対象となる団体・法人を所管する部局にあつては、連結財務書類を作成するにあたって参考となる考え方や事務作業などについて、積極的な助言・調整を行うこと。
- なお、公会計制度改革に関する一連の情報は、総務省 HP に掲載されているため参考とすること。<http://www.soumu.go.jp/iken/kokaikei/index.html>

1 2. 指摘事項等の取扱い

- 常任委員会・予算審査特別委員会・決算審査特別委員会等、議会の審議内容を十分踏まえるとともに、監査委員の指摘事項についても十分検討し適切に対処すること。

1 3. 予算要求事項の変更等

- 予算要求書提出後において、やむを得ずその内容を変更する必要がある場合には速やかに財政課と協議すること。
- 特に、本年度は予算編成スケジュールが例年に比べると前倒しとなっており、要求段階で国の予算編成動向がつかみにくいことが懸念されるため、要求後であっても、国の動向には十分留意すること。
- なお、ひも付き補助金の一括交付金化については、現時点では制度設計が示されていないため、詳細が判明次第、要求の差し替え等の対応を行うこととする。したがって要求事業に対象となると想定される国庫補助金及びその影響が考えられる県補助金等を充当する場合は、一旦、従来の補助率等を参考に要求をすること。

1 4. 建築等工事・文化財発掘調査を伴う事業

- 都市建設部受託を想定した建築・土木・緑化工事等、及び文化財発掘調査を想定した工事等については関係部局と十分事前協議を行うこと。

1 5. 総合支所との連携について

- 総合支所検討会議において平成18年3月に策定された「総合支所課題改善案」で示されたとおり、予算編成事務については、効率的な運用を前提に、各部局と総合支所との十分な意思疎通と合意形成を図って取り組むこと。具体的には、各部局は各地域の状況を把握・分析するとともに、総合支所との十分な意見交換を行い、総合支所は、所管部局や全市的な方針、及び財政状況を踏まえ対応すること。

1 6. 事務事業統一化作業について

- 未統一の事務事業にかかる予算要求については、各総合支所も含めた十分な調整を図り、対処すること。

17. コミュニティ再編に伴う事務事業調整について

- 平成23年度は旧4町のコミュニティ再編が予定されており、各部局の事業にも多大な変更等があると想定されるので、調整方針を踏まえた上で、要求の内容や積算の公正、公平性等には十分注意すること。

18. 要員等について

- 要員については、行政改革行動計画（平成22年度～平成26年度）及び、第7次定員管理計画に基づき、平成27年4月1日までに100人以上の純減という目標値を達成するため、平成23年度においても、引き続き、人材の有効活用を図り適正な定員管理に努めるものとする。
- 嘱託職員、任期付非常勤職員、臨時職員等の非正規職員については、正規職員と同様の基準で十分に業務分析を行い、まず業務の見直しや部内及び課内の流動体制等を検討したうえで、真にやむを得ない場合のみ予算要求を行うこと。特に臨時職員については、枠配予算等の中で安易に確保することのないよう精査すること。
- 時間外勤務については、平成22年8月より、各職場において前年度の時間外勤務実績の5%以上を削減する目標を掲げ、①職員の意識改革、②業務のマネジメント、③制度の適正運用について再徹底し、また、新たな取組みとして、①育児の日の定時退庁の取組みと強化、②時間外勤務の平準化を進めている。このように時間外勤務の削減に全庁的に取り組む中で、時間外勤務を前提とした事業計画を立てないこと。

19. 事務スケジュール

- 「平成23年度予算編成事務計画表」を参照のこと。

平成23年度予算編成説明会資料（参考）
～国の財政～

1. 国債残高の状況（発行額…当初予算、残高・国債費…H20まで実績、H21、H22は見込み）（億円：％）

年度	公債発行額	左のうち特例 公債発行額	残高	国債費	国債費／ 一般会計
11	310,500	217,100	3,316,687	198,319	24.2
12	326,100	234,600	3,675,547	219,653	25.8
13	283,180	195,580	3,924,341	171,705	20.8
14	300,000	232,100	4,210,991	166,712	20.5
15	364,450	300,250	4,569,736	167,981	20.5
16	365,900	300,900	4,990,137	175,686	21.4
17	343,900	282,100	5,269,279	184,422	22.4
18	299,730	244,890	5,317,015	187,616	23.5
19	254,320	202,010	5,414,584	209,988	25.3
20	253,480	201,360	5,459,356	201,632	24.3
21	332,940	257,150	6,003,594	202,437	22.9
22	443,030	379,500	6,369,840	206,491	22.4

2. 平成23年度概算要求の状況

◎概算要求組替え基準

- ・配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組替える
- ・「歳出の大枠」（約7.1兆円；平成22年度当初予算の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いた額）を堅持する
- ・各省庁一律1割の経費削減（社会保障費、地方交付税等除く）
- ・歳出の大枠の枠内で、1兆円を相当程度超える「元気な日本復活特別枠」を設定し、公開の政策コンテストを経て総理大臣が配分
- ・国債発行額は約4.4兆円（22年度予算額）を上回らないよう全力をあげる

◎概算要求額 9.6兆7,465億円（前年度予算比 4.5%増）

《うち元気な日本復活特別枠「要望」2兆9,445億円》

- ・一般歳出 ……5.5兆6.47億円（ ” 0.1%増）
- ・国債費 ……2.4兆1,321億円（ ” 16.9%増）
- ・地方交付税等 ……1.7兆5,497億円（ ” 0.4%増）

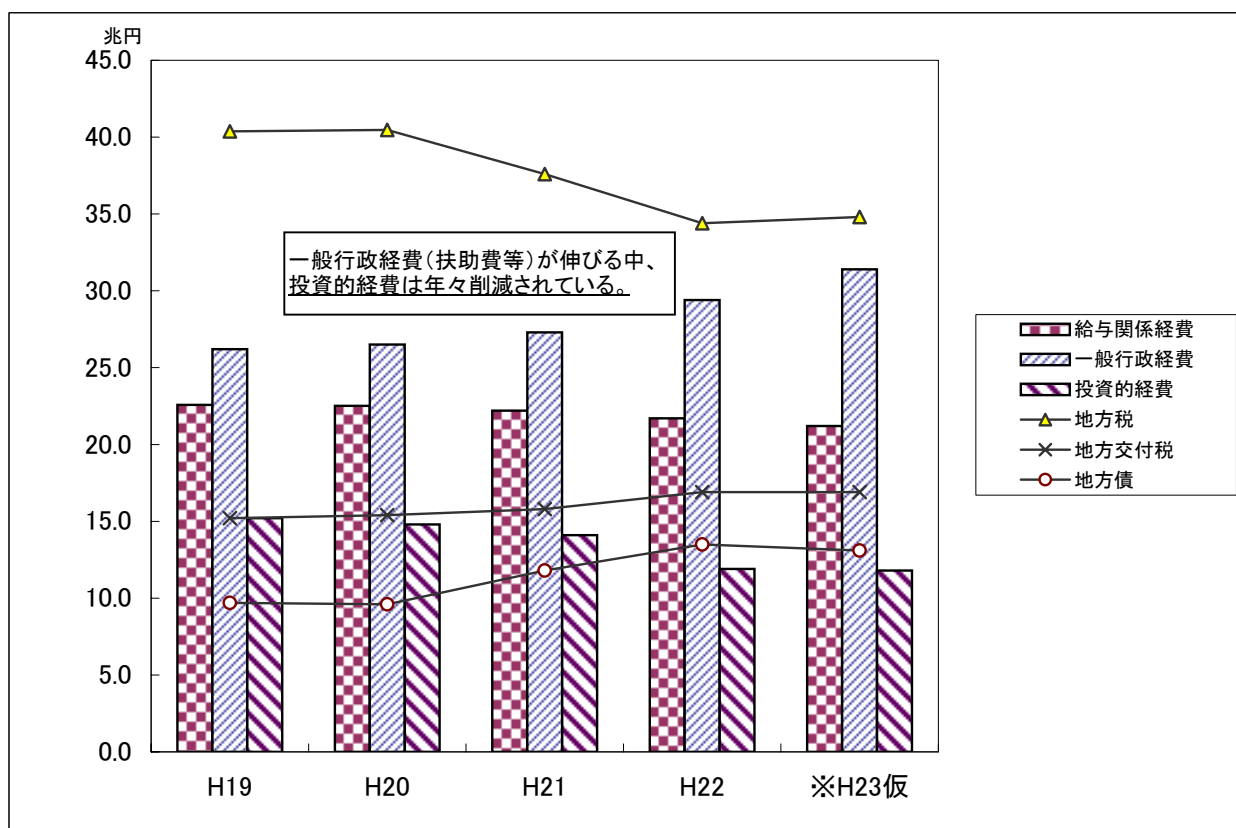
※ 平成23年度概算要求額は、平成22一般会計予算9.2兆2,992億円を4.5%上回り過去最大の規模となった。

3. 今後の予算編成の動向について

「歳出の大枠」（要求基準：約7.1兆円）に相当する概算要求額は7.2兆6,143億円となっており、予算査定で1兆円以上の絞込みが行われるものと想定される。

地方財政計画の推移（兆円）

		H19	H20	H21	H22	※H23仮	H22→ H23仮
歳出(棒)	給与関係経費	22.6	22.5	22.2	21.7	21.2	-2.4%
	一般行政経費	26.2	26.5	27.3	29.4	31.4	6.7%
	投資的経費	15.2	14.8	14.1	11.9	11.8	-0.5%
歳入(折れ線)	地方税	40.4	40.5	37.6	34.4	34.8	1.2%
	地方交付税	15.2	15.4	15.8	16.9	16.9	-0.2%
	地方債	9.7	9.6	11.8	13.5	13.1	-2.8%
地方財政計画の規模		83.1	83.4	82.6	82.1	82.4	0.3%



※H23仮は、総務省「平成23年度地方財政収支の8月仮試算」による

H22→H23仮の変動内容

- ・ 一般行政経費は社会保障費の増による影響等で実質1.0%の増が見込まれるが、給与関係経費及び投資的経費の削減により、地方財政計画の規模は0.3%増の82.4兆円を見込んでいる。
- ・ 歳入は地方税が微増するものの、地方特例交付金、赤字地方債の微減により、ほぼ前年度並みの歳入規模と見込んでいる。
- ・ なお地方特例交付金のうち、児童手当及び子ども手当で特例交付金は、平成23年度より子ども手当が全額国費負担になるとの想定で、激減している。(厚労省は事項要求となっている)

●H23～25財政推計の状況（一般財源ベース）

（政策経費充当可能額の推計状況について）

（単位：百万円）

	H22 財政計画	H23 推計	伸び率	H24 推計	伸び率	H25 推計	伸び率
市税等	37,672	38,350	1.8%	38,689	0.9%	38,839	0.4%
地方交付税等	26,848	28,434	5.9%	28,434	0.0%	28,434	0.0%
その他	7,837	7,619	-2.8%	8,224	7.9%	7,831	-4.8%
歳入一般財源計(A)	72,357	74,403	2.8%	75,347	1.3%	75,104	-0.3%
人件費	17,930	16,993	-5.2%	16,985	0.0%	17,031	0.3%
扶助費	9,633	10,184	5.7%	10,679	4.9%	11,263	5.5%
公債費	11,713	12,305	5.1%	12,891	4.8%	13,305	3.2%
義務的経費(B)	39,276	39,482	0.5%	40,555	2.7%	41,599	2.6%
差引(A-B)	33,081	34,921	5.6%	34,792	-0.4%	33,505	-3.7%
主要4基金繰入 (財政計画)	2,500	1,500	-40.0%	1,500	0.0%	1,500	0.0%
小計(政策経費充当可能額)	35,581	36,421	2.4%	36,292	-0.4%	35,005	-3.5%
対H22増減		840	2.4%	711	2.0%	-576	-1.6%

（留意点①）

- H22財政計画と比較すると、政策経費充当可能額は+840百万円、+2.4%という状況である。
- H23政策経費目安額の試算では、対H22財政計画比+340百万円、+1.0%の状況である。

（留意点②）

- 歳入推計のうち地方交付税は、8月概算要求を元に推計した結果である。
- 現在、一括交付金の制度化が国で議論されており、政府が「平成23年度予算で府省を超えた補助金の一括交付金化を実現し、総額を一定程度減額する」ことを明言している。
- このため、今後の国予算編成の動向により、久留米市の財政推計も大幅に変動する要因を含んでいる。

政策経費充当可能額の推移

（単位：億円）

